



Title	口承説話における場と話題の関係 : 『玉葉』の記事から
Author(s)	池上, 洵一
Citation	語文. 1984, 43, p. 1-9
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68716
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

口承説話における場と話題の関係

——『玉葉』の記事から——

池 上 洵 一

説話が——就中いわゆる世間話が——口語られるためには、その

語を呼び出すための条件がその場に備わっていなければならなかった。説話は話し手と聞き手と最低限二人の人間によって構成される場を支配している共通の感情や関心に触発されて記憶の底から引き上げられる。場の状況と無関係な話は聞き手に唐突の感を抱かせるだけであり、たとえ口語ってみても聞き手の興味を呼ぶのは難しい。院政期の貴族日記に記録されている説話も、慎重に分析してみると、ほとんどすべての話が場の状況と密接に関連して呼び出されていることがわかる。もちろん日記にはその日の談話のすべてが記録されているわけではないから、所詮そこに反映しているのは日記筆者のごく個人的な関心の在り処にすぎないのではないかとさえ言える。だるう。だが、そうであっても、その日その説話が語られたことは事実であるから、日記の記事に説話と場との相関の様相を巨視的に追究することの有効性までが疑われるとは思わない。九条兼実の日記『玉葉』の記事にこの問題解明の手掛りを求めた本稿は、いたずらに厳密を求めて論理的形式的な完成に安住するよりも、多少の

危険は覚悟のうえで新しい視野の摸索に賭けた試論のつもりである。さて最初に注目したいのは『玉葉』仁安三年（一一六八）三月十四日条である。この日の記事は次のように始まっている。

十四日丙子。天陰、終日雨降。持_レ来_レ尊号詔書。加_レ朝臣返給了。外記史生所_レ持来_一也。

内蔵頭長光朝臣来。数刻言談之次云、「美国卿子公輔、件人名高大夫名也。忠仁公御時、令_レ還俗_一之者也。件高大夫者、法名惟修、慈覚大師御弟子、高名行功者也。尊意和尚之同法也。而称_レ有_レ可_レ濫行_一之相、不_レ授_レ秘法_一。一両成帳祈請、三宝夢見之様、「汝尾張国之者有_レ縁也云々」。因_レ之、乞食シテ行_レ向彼国_一、四五歳許女兒出来。見_レ之心已動。仍則夢相告已是也ト心得テ、突_レ立劍云々。然而不_レ死、遂蘇生云々。件乞食逐電了。其後經_二年序_一、尾張国下女參_二忠仁公_一、為_二平物_一宮仕之間、惟修又勤_二仕御修法_一、祇_二候殿中_一、見_二件平物_一、已犯了。問_二事子細_一之処、件女云、「我則尾張国者也。而或乞食欲_レ殺。然而依_二三宝之護念力_一蘇生了云々」。惟修聞_レ之、「先年殺了、猶有縁之者、死去了由存、已是也。生々世々厚_レ縁者也。於_二今_一者不_レ可_レ云_二左右_一。早可_レ申_二事之由_一」トテ、事子細ヲ具_二申_一忠

仁公一テ、所望還俗一也云々。

件物名也。專不當敷云々。⁽¹⁾

⁽²⁾

かつて益田勝実氏が指摘された通り、この日内蔵頭藤原長光が語った話は『今昔物語集』卷三十一第三話と同じ話であった。長光はもろろん出し抜けにこの話をしたわけではない。この場には彼にこの話を思い出させるような条件がたしかに備わっていたのである。益田氏はそれを右の記事の冒頭に見える「尊号詔書」に求められた。すなわち、この詔書は二月十九日に踐祚したばかりの新帝を「高倉院」と尊称する旨のもので、長光は「高」の字から高大夫を連想し、それは昔女犯により還俗した者の名であるから「専ら不当なるか」、つまり高倉院なる尊号はよろしくないのではないか、と語ったのであると推測されたのである。

説話を場との相関において捉えようとした先駆者的な論考であったが、しかしよく考えてみると、この日外記の史生が兼実邸に持参した「尊号詔書」を新帝に関係するものと見るのは無理である。天皇の院号がその天皇の在位中もしくは在世中に定められたとは思えないからだ。『玉葉』においても高倉天皇は在位中には「主上」、讓位後は「新院」と記されるのが専らであり、「高倉院」なる院号は治承五年（一一八一）一月十四日に同帝が崩御されて後、二十四日条になって初めて用いられている。

このように院号は崩御後に諡号として奉られるのが通例であって、後白河院の場合を例にとると、『玉葉』はまず建久三年（一一九二）三月十三日条に「此日寅刻、太上法皇崩御」と記し、翌十四日条に「昨日、於旧院院司公卿参集、被_レ定_レ院号。後白河院云々」と記した後に、十五日条からは「此日、後白河院御葬送也」という具合

に院号を普通に用いるようになるのである。近衛天皇崩御前後の記事を『兵範記』に求めた場合もまったく同様のことが言える。すなわち久寿二年（一一五五）七月十三日の崩御まで同記は「主上」と記すのみで「近衛院」とは決して記さない。この院号を用いるのは崩御した天皇の院号として近衛院と後陽明門院との二案が出され、議論の末に「遂以近衛院可_レ奉_レ号之由議定了_レ」と記した同月二十七日条以後のことである。これらの例から考えても踐祚後まもない新帝に院号が奉られたとは思えない。

しからば、この日の「尊号詔書」とは何であったのか。実は讓位した旧帝六条天皇にかかわるものであった。讓位した旧帝にはただちに「太上天皇」の「尊号」が奉られるのが通例であって、永万元年（一一六五）六月二十五日に六条天皇に讓位した二条天皇は、同月二十九日に尊号を奉られている。これに比べて高倉天皇に讓位した六条天皇は、讓位の日からこの日まで約一ヶ月が経過しており、やや遅すぎる感じがするが、同帝はこの時まで五歳であったから太上天皇と尊称するには幼すぎて抵抗があったからだろう。讓位と同時に尊号の議がなかったことを『玉葉』二月十九日条に「今夜無_レ尊号、逐可有云々」、『兵範記』同日条に「太上天皇尊号、今夕無_レ仰」などと特記しているのは、それが異例のことであったことを物語っている。

二

したがって長光が高大夫説話を語った理由はまったく別のところに求めなくてはならない。これを解く鍵は長光の談話の冒頭「実国卿子公輔、件人名高大夫名也」を「実国卿の子公輔、件の人の名は

高大夫の名なり」と訓むことにある。われわれは『三代実録』や『今昔』によって高大夫の実名が高向公輔であることを知っている。⁽⁵⁾そのため、知識に引かれて「実国卿の子公輔」を高向公輔のことだと早合点してしまい、それと矛盾しないように後続の文を「件の人の名は高大夫でふ名なり」と訓んできたのだが、これはいかにも不自然な訓みであり、また高向公輔の父が実国であったことになるが、そういう人物が実在した証拠もない。一方、右の新しい訓み方に従えば、「実国卿の子に公輔」という人がいるが、その人の名(公輔)は高大夫の名(公輔)と同じだ」というのであって、実国は高大夫の父ではない。

長光が高向氏ではない公輔を引き合いに出してこの話を語り始めたのは、その公輔なる人物が長光にとっても兼実にとっても既知の人だからである。そういう人物が当時たしかに実在した。

この日から三日前の三月十一日、高倉天皇は踐祚後しばらく起居していた閑院第から内裏へ遷幸し、これに伴う叙位があって、権中納言藤原実国の子公輔が従五位上に叙せられた。この公輔の最初の名は公雅であった。『兵範記』保元三年(一一五八)十二月十七日条に二条天皇の即位に伴う叙位で藤原公雅なる人物が従五位下に叙せられた記事があるが、これが公輔の幼名であることは、『公卿補任』文治五年(一一八九)の「参議公時」の項に、

保元三十二十七叙爵(御即位叙位。女御珠子給。本名公雅。年二)。仁安三三十一従五上(天皇自撰政閑院第遷幸内裏。本家賞。改名公輔)。

とあるによって知られる。公雅はおそらくこの時の叙位を機に公輔と名を改めたのであり、それゆえ長光たちには公輔の名が印象に新

しく、その名の善し悪しが話題になりもしたのであろう。しかも公輔はこの時まで十二歳の少年であったから父の陰に隠れたような存在であり、そこに長光が「実国卿の子公輔」と、まず父の名を挙げてから公輔を話題にする理由、兼実がそういう表現で記録する理由があったのである。さらに言えば、「公輔の名は」と直截に語らないで、「公輔、件の人の名は」とひと呼吸おいた表現をとっているのは、公輔という名、さらには公輔という人物そのものが、彼等にとってまだ十分に親しいものにはなっていないかったことの表れであろう。

『玉葉』の記事はこういう微妙な感覚を意外に正確に反映している。したがって長光が「専ら不当なるか」と話を結ぶ真意も、むしろ「高」の字とは何の関係もなく、最近改名した若公連の名がよろしくないという一点にあった。右に示した『公卿補任』が「公時」の項であることが示す通り、公輔はその後さらに公時と改名している。改名の時期は未詳だが、『玉葉』承安二年(一一七二)十一月四日条には「公時」と記されているから、公輔と名乗った期間は短かったらしい。再改名の理由が公輔という名に対する世の不評にあったとすれば、この日の長光の談話はまさにその口火を切るものであったろう。

この日長光と兼実との間で交わされた会話を再現することはできないけれども、二人の会話が叙位に関連したものになりがちだったことは確かであろう。三日前には新帝の遷幸に伴う叙位があり、翌十五日には新帝の即位(即位式は二十日)による叙位が予定されていたからである。世間の目は新帝と叙位に集まっていた。そこで長光は三日前の叙位に耳新しく聞いた公輔の名を話題にした。高大夫説話は公輔という名の善悪を判断すべき材料として提供されたので

ある。「件の物の名なり。専ら不当なるか」という結びの句は、この説話を呼び出したものが何であつたかを明確に物語ると同時に、この説話が呼び出したものによって最後まで規制されていたこと、つまり長光にとってこの説話は最後まで判断材料であることをやめなかつたことを示している。

この事實は一般に説話の末尾に付き物のように見られる批評ないし教訓的な言辞（以下「評語」と略称する）の本性について示唆する点が少なくない。すなわち口承説話においてこのように評語が説話を呼び出したものと密接に関連している例が稀でないとするならば、評語こそはその説話を口語させたもの、口承説話が説話として存立するための最低必要条件である口承という行為を引き起こさせるものであつて、口承説話にとつて評語は派生物や附属物であるどころか、説話を説話として存立させている基本要件と考えることができるからである。むしろ実際には日記に記された説話にも評語が附いていない場合が多く、それもあながち筆者の省筆ばかりではなく現実に評語が口語られなかつた場合が少なくないのであるが、しかし本質から言えば、それは本来は附くべきものであろうが、のが省略されているのであつて、附いていないのを口承説話の常態と考へてはいけないのかもしれない。

これに対していわゆる説話集の説話は音声ではなく文字によって存立しているから、呼び出しの機能は口承説話より弱くてかまわなない。極端な場合を言えば、多くの説話を集めたという、ただそれだけの、しかし口承に比べてはるかに持続的な契機によって説話が呼び寄せられることもありうる。しかも口語られては瞬間的に消えていく口承説話に対して、紙に書かれた説話は消えないから、説話

集の読者はその説話を説話集に呼び出した撰者の側の契機に必ずしも規制されないで享受することが可能である。模式的に言えば、説話集の説話はそれ自体で独立したいわば裸の状態に置かれていたのであつて、それだけ読者は——書承の場合には撰者も——より自由な享受を許されている。説話集を通して説話に親しむことの多いわれわれは、だから評語のないのを常態と考へ、説話集の説話に附けられた評語をとかく余計な派生物ないし添加物のように感じてしまいがちなのである。たしかに評語は説話集にとつて不可欠ではない。評語を一切持たない『古事談』や、あつてもきわめて短小な『宇治拾遺物語』が文学的に高い評価を受けているのも故なきことではない。だが、そうであるのになぜ多くの説話集が評語を附けたがるのか。ことを撰者個人の資質の問題に還元する前に、その背景に本来は口語されるものであつたはずの説話が内包している評語との深いつながりの伝統を置いて見る必要がある、ありそうである。

三

ところで、兼実はこの日長光の談話をこの一話しか記録していない。兼実の省筆ではなく、長光が語つた説話は本当にこの一話で終わったのかもしれない。後述のごとくこの話の呼び出し方自体に一話で完結する原因が読み取れるからである。一般に説話とそれを呼び出すものとの関係はきわめて流動的であり、一つの説話には多様な呼び出しが可能であつて、その呼び出し方如何によって説話の展開はかなり異なつたものになる。この話とは対照的な例を承安二年（一一七二）十一月二十日条に見よう。

廿日。此日賀茂臨時祭也。下官雖有催不參。申刻、大夫

外記頼業真人依_レ昨日召_レ来。為_レ下_二牝鶏状_一也。召_二兼行_一〔外カ〕下_レ之。仰_レ令_レ勸_レ例。余着_二冠直衣_一也。依_レ物忌_二不_レ出_二兼外_一。依_レ不_レ進直下云也。凡神宮事隨_レ堪_レ不_レ可_レ輕。

①此次談_二雜事_一、語云、「陽成院暴惡無双。二月祈年祭以前、自拔_レ刀殺_二害人_一云々。依_二如_レ此事_一、昭宣公奪_二天子位_一、授小松天皇也。于_レ時諸卿出_二異議_一、事_レ不_レレ_レ撥。融大臣深有_二此心_一、伏議大濫吹。爰參議諸葛懸_二手於劍柄_一、見_レ御服云、「今日事偏可_レ隨_二太政大臣語_一。若於_レ出_二異議_一之人、忽_レ可_レ誅_レ之云々」。于_レ時諸卿止_二異議_一、相率參_二小松親王_一、奉_レ迎_レ之云々。昭宣公之外孫為_二親王_一。以_レ彼可_レ奉_二吹噓_一之由、人以疑_レ之。而以_二老櫛_一之旧王、令_レ踐_二天子之位_一、賢_レ之至也。此事委細記先年所_レ見也云々。

②又云、「八幡之火事之時、大外記実俊、而右大弁公能有論事。実俊申旨雖_レ似_レ有_レ理、以_二殷周之例_一合_二蜀魏_一。豈叶_二時儀_一哉。無_二勸酌_一歟云々」。

③又云、「定頼卿入_二公文道_一、不_レ執_二公事_一云々」。

④又云、「正家朝臣令_二申遣_一けるは、「俊房公每事不_レ可_レ及_二父大臣殿_一。而於_二仗座_一被_二行事_一之体、玄隔被_レ勝云々」。

⑤「仲平大臣無_レ才富人云々」。

⑥又云、「四条大納言公任、容器進退頗凡也云々」。

⑦又云、「安和之比天下乱云々。小野宮殿雖_レ為_二閔白_一、不_レ預_二政務_一。兼家等被_レ行云々」。

⑧又云、「西三条良相為_二執政臣_一云々」。

この日大外記清原頼業の話は大いにはずんだらしく、兼実は八種の話題(①~⑧)を記している。最初に記された①は陽成天皇の暴悪と光孝天皇の即位にまつわる著名な説話である。「大鏡」や「古事

談」に類話があるが内容に相異があり、頼業が「この事委細に記せるを先年見しところなり」という記録が何を指しているのか気になるところだが、この話の場合もこれを呼び出すような条件がこの場に備わっていたことは明白である。

鍵は、この説話が「二月祈年祭以前」と、話の内容とは一見関係のなさそうな文句で始まっている点にある。陽成天皇の殺人は『三代実録』元慶七年(八八三)十一月十日条の意味ありげな記事の示す通り事実であったらしく、十三日の大原野祭、十六日の新嘗祭は内裏に生じた死穢のため停止、十六日には建礼門前で大赦が行われている。天皇はこの事件以後完全に孤立し、ついに位を去ったのであるが、その讓位が行われたのが翌年の二月四日、つまり祈年祭の当日であった。陽成天皇の暴悪を語る説話が祈年祭と結合して思い出される理由はここにあった。殺人事件そのものの日付は忘れられても、その事件が結果として祈年祭当日の讓位をもたらしたことは、むしろ当日は祭どころではなく祈年祭は停止されたから、年中行事を停止させた珍しい先例として記憶に残りやすかつたのであろう。

ではなぜ頼業はこの日この話を思い出したのか。兼実との間で鶏が話題になっていたからである。頼業が兼家邸に来たのは「牝(雌)鶏の状(牒)を下さんが為」であるが、これより数日前に伊勢神宮から雌鶏が「雄鳴」した異変についての報告があり、それに答えて下す予定の官牒がここにいる「牝鶏の状」であった。つまりこの日二人は鶏に関係する用件で会っていたのであり、その鶏は神事と深くつながっていた。ところが、鶏と神事といえげすくに連想されるのが祈年祭であった。祈年祭には毎年の定例として左京職から白鶏一羽、近江国から白猪一頭を神祇官に貢し、歳神に供えることにな

つていたからである。⁽¹⁴⁾ おそらく二人の会話は鶏と神事から祈年祭に及び、祈年祭といえはこいう話があるとかたちで陽成天皇の暴悪説話が呼び出され、それにより天皇は退位したが、ついでには公卿たちが激論を交わした話があるという具合に、次から次へと話が展開していったのであろう。

これを先の高大夫説話の場合と比べてみると、場を構成する二人に共通の関心事から説話が呼び出されている点においては、この日の方に多少複雑な屈折が見られるものの、基本的には変りがない。だが、最終的に説話を呼び出したものには明らかに性格の相異がある。先述のごとく高大夫説話の場合は公輔という名に対する善悪の判断であり、末尾の評語も明白にその判断への回帰を示していた。

ところが公輔という名の人物はそう多くはないから、公輔といえれば他にこんな話もあるという具合には話が展開し難い。つまり説話を呼び出したものがあまりにも限定されたものに対する関心であった場合には、次なる話を呼びにくいのである。長光の関心が改名という行為をそれ自体の善悪に向けられていたとすれば、それは個人名の善悪よりはるかに普遍的な問題であるから、第二、第三の材料提示へとつながりやすかつたはずである。さらにまた、高大夫説話において公輔という名はさほど大切な要素ではない。高大夫の実名が公輔でなかったとしても説話の基本的な性格や構造は変らないだろう。このように末梢的な要素を呼び出しの手掛りにしていることが次なる話を呼びにくくしているのもあって、高僧の運命的な還俗とか、男女をつないでいる不思議な糸とか、より説話の根幹にかかわる関心からこの話を呼び出した場合には、話の展開は非常に楽になるはずである。

陽成天皇説話の場合にはこれと対蹠的であった。頼業は伊勢神宮における異変とか祈年祭の停止とかいう限定的で具体的な問題についての主張や判断の材料としてこの話を呼び出してはいない。この話は神事停止の先例には違いないが、彼はその先例によって何かを論じるつもりはなかった。なによりも彼の談話における連想の飛躍ぶりがそのことを雄弁に物語っているだろう。彼に伊勢神宮の異変から祈年祭を連想させた契機は「鶏」であって「異変」ではなかった。祈年祭から陽成天皇を連想させたのは「異変」でも「鶏」でもない「二月四日」という日付であった。連想の契機はめまぐるしく変化しており、最初の出発点となった関心に求心的に回帰することなく、むしろ関心は自由に拡散していく傾向にある。つまりここでは説話が現実的に密着した主張や判断のための具であることから解放されて、より自由な享受へと向かっているとと言えるのではないだろうか。

四

この日の話がこれだけで終わらず②③⑧へと展開したのも偶然ではなかった。②以下の話についても以上に見たのと同様の傾向が認められるからである。

まず②を見よう。ここに記された「八幡之火事」は保延六年(一一四〇)一月二十三日の石清水焼亡⁽¹⁵⁾を指しているに違いない。「大外記実俊」とは清原信俊のこと。「尊卑分脈」によれば「信」の訓みは「サネ」である。兼実は「サネトシ」と耳で聞いて「実俊」と記したのであろう。定俊の次男であるが、幼いころ右大臣頼房に将来家業を継ぐべしと相せられた話が『古事談』に伝わっている。⁽¹⁶⁾「右大弁公能」は藤原実能の子。徳大寺左大臣実定の父である。この火事の

時には二十六歳の青年参議で右大弁を兼ねていた。この二人が何事かを論争したのだが、信俊の主張は理屈としては通っても時代の現実には合わない、いわば硬直した議論で実際の状況に生かすことができなかつたというのであろう。頼業にとっては同族のほぼ一世代年上の人物の逸話であるが、おそらく彼は公卿たちが激論を交わした①の話から、論争を連想の契機としてこの話を思い浮べたのである。

②の「定頼卿」は藤原公任の子。蔵人頭、左右大弁等を歴任して権中納言に至っている。以下の文意は分明でないが、「入公文道」が公文書の知識に優れていた意とすれば、彼は弁官のようにきわめて実務的な任に就きながら、その知識を少しも実地に生かそうとしなかつた意か。ただし彼が公文書に詳しかつた証拠はなく、むしろ歌人として知られ、能書、誦経の名手でもあり、小式部内侍に戯れて「大江山いくの道の」の名歌を詠ませるなど、もっぱら風流人としての逸話を残している点からいうと、むしろ最も実務的な任に就きながら実際には何もできず、何もしなかつたと思すべきかと思われる。いずれにせよこれは現実に対処しなかつた。あるいはできなかつた実務官僚の話であつて、まさにその点において前話から連想されたのであろう。

④の「正家朝臣」は藤原家経の子で文章博士。右大弁、式部大輔等を歴任した学者である。彼が「申遣わした」もしくは「申遣した」相手が誰なのか確かでないが（正家は頼業が生まれる以前に卒しているから頼業ではありえない）要するに源俊房は万事父の師房に及ばなかつたけれども伏座（陣の座）でことを行う時の外見だけははるかに勝つていたというのである。肩書と能力との齟齬をいう前話から見かけと内実との相違において連想されたのであろう。このよ

うに連想の契機が次々と変化しながら話が話と呼び寄せていく機構は、この日の頼業の談話に一貫して認めることができる。

⑤の「仲平大臣」はむろん藤原基経の子。兄の時平や弟の忠平に比べて凡庸で目立たぬ存在ではあつたが、父から伝領した枇杷殿は大邸宅で、「江談抄」には「仲平大臣者富饒之人也。略珍宝玩好不可勝計」と語られている。名を捨てて実を取つたといふべきか、一門の権勢を上手に利用して蓄財したのであろう。「無才富人」とはこういう事実を指している。これも人の見かけと内実の相違の一例である。⑥の「四条大納言公任」は周知の歌人。学識豊かな才子だつたが、風采はあがらず起居振舞はすこぶる凡に見えたといふ。前話と同様見かけと内実の相違をいう話である。

⑦はいわゆる安和の変を語る。源高明の失脚後「小野宮殿」藤原実頼が摂政・関白となつたものの実権は兼家らにあつたことは周知の事実である。④と⑥に共通していた見かけと内実との相違をいう同類羅列型の発想が、ここではやや方向を変えて地位と権力との乖離に転換している。⑧の「西三条良相」は冬嗣の子。彼は「執政」すなわち摂政・関白の臣下のごときであつたといふのだが、右大臣にまで至つた良相の上には常に同母兄の良房がいて摂政・太政大臣として君臨しており、この関係は彼が兄に先立つて薨じるまで変わらなかつた。したがつてこれも前話と同じ地位と権力との乖離を語る一例といえよう。

このように②以下の各条は、すべてが説話と呼ぶにふさわしく熟成した話題であつたかどうかは疑問であるにしても、①の話についてすでに指摘したのと同様の、最初に話と呼び出したものにこだわらずに飛躍する自由な連想と、それにからまり合う同類羅列型の発

想とによって、緊密に連関していることがわかるのである。つまりこの日の話は、最初は伊勢神宮における異変という二人の公務に現在直接関係している事件に触発されて思い出されたのであるが、もともと頼業はその事件に対して何らかの意見や判断を示すために話を提供したのではなかったから、話し手にとっても聞き手にとっても自由な享受が可能であり、やがて話題は出発点の事件から大きく離れ、連想の契機も「貴族の激論」から「知識とその応用」、さらには「見かけと内実」というふうになり、次第に話の根幹にかかわるものとなっていく、いわば説話の内なるテーマが次なる話を呼び寄せる一種の自律運動を示すに至ったのであった。

これは先述の高大夫説話が、話し手の長光によって公輔なる名前の善悪というきわめて個別的で具体的な問題、いわば説話の外なるテーマによって強引に規制されていたのと対蹠的であるが、この相異はもちろん偶然に生じたものではない。話し手と聞き手の人間関係が大きく作用しているらしいのだ。

長光は兼実がその学才をもっとも高く評価し信頼を寄せていた老学者であって、彼がこの話を語った仁安三年には六十八歳、聞き手の兼実は二十歳だったから二人の年齢差は四十八、この日に限らず長光の話はともすれば知識伝授型になりがちであった。兼実の方も身分差を越えてこの稀代の老学者からできるだけ多くの知識を吸収したいと身構えていたのである。私は旧稿(20)において『中外抄』や『富家語』における藤原忠実の談話がとかく話の外なるテーマによって規制され、話題の連関におのずから限界があったことを指摘し、それを口伝・教命の場における話の特徴と考えたことがあるが、長光と兼実との間は、身分から言えば忠実と師元・伸行の場合とは上

下逆であるものの、長老と青年、教える者と教えられる者という関係では相通じるところがある。この日の長光の話にもその伝授型の発想を認めるべきであろう。

一方、頼業はこの話を語った承安二年には五十一歳、兼実は二十四歳であったから年齢差は二十七である。二人の関係は長光の場合とは異なり、頼業が現職の大外記であることも原因として話題は目前の政務処理に関連することが多かったようであり、とくに源平の戦乱が始まってからは頼業の談話は兼実にとって有力な情報源となり、二人の時局認識はよく一致したらしい。右大臣と大外記と二人の身分差は大きい、兼実は頼業を師としてではなく人生の先輩程度に見ていたのであって、それだけに頼業の方も時には楽に話に花を咲かせることができたのであろう。とはいえ二人の身分差は大きく、この日の話をまったく自由な談話の場の産物と見るには不安があり、各条がすべて貴族界の先人の人物評であるのもある種の規制が働いていたことの表れであるのかもしれないが、それにしても彼の話に伝授型と対蹠的な話題の連関を認めることはゆるされるだろう。

すなわち旧稿においてその存在を予告した、口伝・教命とは異なってより自由な話題の連関がゆるされる場とは、このようなもの謂であって、いずれも適切な例を紹介できるはずであるが、さしあたってはこれを実例として提示しておきたい。

なお疑うならば、『玉葉』の記事の順序が頼業が実際に口語った話の順序と同じであるかどうかが問題になるだろう。しかし、この日の話の発端が①の話であったことは上述の背景から見ても確実と思われる、②以下も上述のごとく配列に必然性が認められるから、この通りの順序で話された可能性が大きいと思う。とくに①→②→③のあ

たりの順序は不可逆のものと思うのだが如何であらうか。仮にこれが兼実のオートランダムな記憶再生の結果であるとすれば、それはそれで説話を再生し記録する際の筆録者の連想の契機を物語る貴重な資料というべきだが、口承の場における自由な話題の連関と類纂性の弱い説話集における説話の連関配列とに微妙な共通性を認めようとする私にとっては、たとえそうであっても実際に口語られた順序とそんなには違わないだろうという気がしてならないのである。

注

- (1) 『玉葉』の本文は「国書刊行会叢書」本に拠る。以下同様。
- (2) 益田勝美「話の生感―社会性の問題―」（『解釈と鑑賞』昭和34年6月号）、同「説話文学と絵巻」（昭和35年、三一書房）。これらの論考は世間話を場との相関において捉えようとした画期的な試みであって、本稿も基本的には大きな影響を受けている。
- (3) 『兵範記』の本文は「増補史料大成」本に拠る。以下同様。
- (4) 『山槐記』永万元年六月二十九日条など。
- (5) 『三代実録』元慶四年十月十九日条には、散位従四位下高向朝臣公輔の卒伝があり、仁寿年間に東宮に侍して乳母と密通し、還俗した旨を記す。『今昔物語集』卷三十一第三話には「名ヲ公輔ト云フ、本姓高向也」とある。
- (6) 前掲益田論文など参照。私自身もこれまでこの訓み方に従ってきたが、これを機会に旧稿のすべてを訂正したい。なおこの訂正は益田論文の論旨を根本的に左右するものではなく、その意義は不変である。
- (7) 『玉葉』『兵範記』仁安三年三月十一日条。なお実国は公季流、内大臣公教の子。公輔の母は藤原家成の女、すなわち成親の妹である。
- (8) 前述の叙位以後、『玉葉』に公時（公輔）の名が見えるのはこの日が最初である。

(9) 高大夫説話として例外ではない。同じ話が『真言宗談義聴聞集』にも記録されていることが永井義憲「今昔物語の作者と成立」（『大正大学研究紀要』50号、昭和40年）によって指摘されている。

(10) 『大鏡』卷一・基経伝及び『古事談』第一・王道后宮。

(11) 「十日發西。散位従五位下源朝臣蔭之男益、侍殿上。卒然被格殺。禁省事秘。外人無知焉。益、帝乳母従五位下紀朝臣季子所生也。」

(12) 『三代実録』元慶八年二月四日条。

(13) 『玉葉』承安二年十一月十八・十九日条。

(14) 『儀式』卷一・祈年祭、『師光年中行事』祈年祭など。

(15) 「石清水八幡宮宝殿并廻廊宝藏若宮悉以焼亡。貞観以来無此例。」

『百鍊抄』保延六年正月二十三日条。

(16) 『古事談』第六・亭宅諸道。

(17) 『袋草紙』卷一、『宇治拾遺物語』第三五話など。

(18) 正家は天永二年（一一一一）卒。頼業は保安三年（一一二二）生。

(19) 江談抄研究会『古本系江談抄注解』（昭和53年、武蔵野書院）342頁。

(20) 長光・頼業と兼実との人間関係について詳しくは、拙稿「読書と談話―九条兼実の場合―」（『日本文学』昭和55年12月号）参照。

(21) 拙稿「話題の連関―『中外抄』『富家語』私記―」（『甲南国文』29号、昭和57年）。

(22) 前掲注(20)参照。